

第2回高齢者福祉専門分科会資料からの修正箇所一覧

令和6年1月12日 令和5年度	資料2
第3回 佐世保市高齢者福祉専門分科会	

新しい冊子 ページ	節・項目	変更前	変更後
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題			
31	第2節 各種調査結果からみる主要課題 1 全国の主要課題 (7)災害・新型コロナウイルス対策	<p>さらに、本市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、作成された計画書を職員や利用者、利用者の家族で確認していただくことで、災害の発生が予想される場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図っています。</p> <p>また、令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内でも多くの人々が感染し、感染拡大防止を目的とした大規模なイベント、地域の通いの場における活動などの自粛といった影響が出ました。介護サービス事業所や地域のサロン、通いの場は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が集団で活動する場です。今後も新たな感染症の発生などに対し、集団活動における感染の被害を最小限にするために、適切な対応が求められます。</p> <p>本市におきましては、介護サービス事業所等で感染者が発生した場合に備え、マスク等の衛生用品の備蓄を行い、感染拡大防止対策に努めています。</p>	<p>また、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護事業所は、業務継続に向けた計画(BCP)等の策定、研修や訓練の実施が義務付けられることとなりました。</p> <p>介護サービスは、利用者やそのご家族の生活に欠かせないものです。佐世保市では長崎県や各介護サービス事業所、地域の皆様と協力し、感染症や自然災害が発生した場合にも介護サービスを安定的・継続的に受けることができる環境づくりに努めています。</p>
37	第2節 各種調査結果からみる主要課題 2 本市の主要課題 ⑨成年後見制度の利用促進	<p>▶現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護については、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、相談件数も増加しています。 ●市民後見人については、養成者の数が、令和5(2023)年で累計40人となり、おおむね計画値どおりとなっています。 <p>▶今後の動向と対応</p> <p>成年後見制度については、今後ニーズが増えると考えられる反面、制度が十分に周知されていない、専門職が後見人となるケースでは費用が高額となるなどの課題があり、十分な制度活用に至っていない現状です。本市においても、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と地域連携による権利擁護支援、不正防止の徹底を推進する必要があります。</p>	<p>▶現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。 ●成年後見制度の全体構想設計を行い広報機能、相談機能、後見制度利用促進機能を持った中核機関を令和3(2021)年度に本市と社会福祉協議会の協働で設置する等、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を進めています。 <p>▶今後の動向と対応</p> <p>成年後見制度利用推進基本計画(第4章第4節参照)に基づき、親族等による後見等申立てが期待できない人に対する市長による申し立てや、成年後見制度利用にかかる費用の負担が困難な人に対する申立費用や後見人等報酬費用の助成を引き続き適切に実施してまいります。</p>

第4章 地域で支える仕組みづくり

<p>55</p>	<p>第1節 地域包括ケアシステムの推進 3 医療と介護の連携 (1)在宅等の要介護高齢者の歯科に関する取組について</p>	<p>在宅等の要介護高齢者の中には、歯科受診が困難な場合もあり、訪問歯科検診や診療等の活用が図られるよう促していく必要があるため受診を促していきます。 今後につきましても、自立支援や重症化防止において、佐世保市歯科医師会、歯科衛生士会と連携を図りながら、住民に対する効果的な健康管理サポートを推進するための取組みを進めていきます。</p>	<p>在宅等の要介護高齢者は、歯科受診が困難な場合が多く、口腔衛生状態や口腔機能維持のために訪問歯科検診や診療等を活用し、歯科受診の機会を得るよう促していく必要があります。 そのためにはケアマネジャー（介護支援専門員）や訪問看護師など在宅介護に関わる多職種により口腔に関するアセスメントを行う体制づくりを構築する取り組みを勧めていくことが重要です。 今後は、自立支援や重症化防止において、佐世保市歯科医師会、歯科衛生士会と連携を図りながら、住民に対する効果的な健康管理サポートを推進するための取組みを進めていきます。</p>
<p>55</p>	<p>第1節 地域包括ケアシステムの推進 3 医療と介護の連携 (2)地域住民の健康管理を各薬局がサポートする取組について</p>	<p>「かかりつけ薬剤師・薬局」が制度化され、身近な「かかりつけ薬剤師・薬局」において、服薬情報が一つにまとまるとともに、薬剤師が「かかりつけ医」との連携の下、患者の自宅等を訪問し、服薬相談や指導などの取組みが行われています。</p>	<p>かかりつけ薬剤師・薬局では、地域包括ケアシステムの一員として、地域住民の健康管理を行い、在宅患者の残薬管理、服薬情報等に関するかかりつけ医へのフィードバック、患者ごとの最適な薬学的管理・指導を行うなど、患者が安全・安心な薬物療法を受けることが可能になるように、地域住民の病気の予防や健康サポートに貢献した対応を行います。 かかりつけ医や医療機関との連携を図り、医療情報連携ネットワークでの情報共有を行います。また、平成30(2018)年度から各地域包括支援センターで毎月実施している「地域ケア個別会議」には地域の薬局薬剤師が積極的に参加して、介護事業に係わる多職種の皆さんへ薬剤に関する助言を行うなど、地域住民に対する効果的な健康管理サポートを推進するための取組みを進めていきます。</p>
<p>64</p>	<p>第3節 介護人材とボランティア体制の強化 2ボランティアの現状と今後の方針 (1)ボランティアセンター ● 今後の方針 ●</p>	<p>ボランティアに関する需要と供給の仲介機能をさらに高めるとともに、個人ボランティア、ボランティアグループ、NPOなど各団体の支援を引き続き行います。 また、ボランティア入門講座等を通じて地域における人材の発掘を推進し、それらの人材の育成を目指すとともに、既存の活動をさらに活性化させていくための研修会を実施していきます。さらに、社会福祉協議会が作成するボランティアセンターだより「くれよん」の内容の充実や、情報ボードの活用などにより、幅広い分野の情報収集や提供に努めます。</p>	<p>ボランティアセンターが地域福祉活動のフロントとしての役割を果たすべく、現状と課題を整理し、あるべき姿と行動計画を示した指針を策定します。 また、相談機関等とのネットワーク構築を図り、ニーズ発掘を強化しながら、活動希望者と要支援者のニーズに合ったマッチングに努めます。 加えてボランティア活動に関する情報を広く市民に発信するとともに、活動希望者には、メールやSNS等を通じて活動につながる情報を迅速に提供します。</p>

第4章 地域で支える仕組みづくり

64	<p>第3節 2ボランティアの現状と今後の方針 (1)ボランティアセンター ●実施状況●</p>	<p>ボランティアの支援は、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心に行っており、ボランティア活動の仲介や相談、参加の呼びかけ、活動が浸透するまでの支援などを行っています。 現在は、ボランティアだけでなくNPOに対する支援も行うなど市民活動の中心的役割を担っていますが、対象が広がったことで相談内容も多様化しており、各関連団体との連携体制づくりが重要になっています。 また、ボランティア等に関する情報の収集や提供については、ボランティアセンターだより「くれよん」や情報ボード(ボランティアセンター、市民活動交流プラザ、佐世保市中央地区総合型地域スポーツクラブ・ウィルドウに設置)を活用しています。</p>	<p>●現状と課題● ボランティアの支援は、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心に行っており、ボランティア活動の仲介や相談、参加の呼びかけ、活動が浸透するまでの支援などを行っています。 <u>しかし、近年は活動者の減少や活動が減少傾向にあるため、より幅広い人々がボランティア活動に参画することが求められており、広報紙や情報ボードでの広報に加え、新たにLINEの公式アカウントを取得し、情報提供と相談応答手段の増強に努めています。</u> <u>今後、相談機関や関係団体とのネットワークの構築によるニーズ把握の強化や、また若年層や子育て世代、退職前後世代が個人の資質や特技を生かしながら、ボランティア活動に積極的に参加できる環境づくりが重要となっています。</u></p>
65	<p>第3節 2ボランティアの現状と今後の方針 (2)ボランティア・NPO ●実施状況●</p>	<p>高齢者に関するボランティアグループは、令和2(2020)年9月末現在、近隣の高齢者への食事サービスボランティアとして、60グループ(946名)が配食型、会食型、折衷型などで活動しています。</p>	<p>●現状と課題● 高齢者に関するボランティアグループは、<u>令和5(2023)年3月末現在</u>、近隣の高齢者への食事サービスボランティアとして、<u>54グループ(562名)</u>が配食型、会食型、折衷型などで活動しています。</p>
65	<p>第3節 2ボランティアの現状と今後の方針 (2)ボランティア・NPO ●今後の方針●</p>	<p>ボランティア・NPO活動の認識の浸透と、ボランティア意識の高まりによって、ボランティアやNPOなどの市民活動は、活発化してきていましたが、近年はやや横ばい傾向にあるようです。しかし、活動に踏み出すに至っていない潜在的活動者も多いと思われることから、自発的な活動を促進するための情報提供や福祉教育の充実を図ることで、新たな活動者の発掘に努めます。 また、ボランティアセンターの機能充実を図ることで、活動しやすい環境づくりを進めます。ボランティア団体の活動拠点としてのさせぼ市民活動交流プラザも運営を継続してまいります。</p>	<p><u>ボランティア活動者を対象とした実践講座を実施し、スキルアップを支援するとともに、入門講座や出前講座、小・中学生を対象としたプログラムを実施し、将来の活動者の発掘・養成に努めます。</u> <u>また、させぼ市民活動交流プラザを通じた活動場所の提供、各団体の活動紹介、各種情報提供等を継続し、ボランティアセンターの機能充実を図ることで、活動しやすい環境づくりを進めます。</u> <u>さらに、ボランティア団体等に所属せず、既に独自で活動を行っている団体や人材の把握に努め、積極的に地域参画を促す仕組みづくりを進めることで、市民活動の活性化を図ります。</u></p>
68.71	<p>第4節 成年後見制度利用促進基本計画 4 本市の現状 6 施策</p>	<p>実績の表</p>	<p>令和5年度の実績を追記</p>

第5章 施策の展開			
75	第1節 I 介護予防・日常生活支援総合事業 1 介護予防・生活支援サービス事業	■実績と計画 きらっと元気教室利用者数	■実績と計画 きらっと元気教室利用後に自立支援につながった割合
80	第2節 介護支援の充実 ●現状と課題 ●	●現状と課題 ● ・介護を行っている家族を支援するため、 介護教室事業 や介護者リフレッシュ事業、おむつ購入費支給事業などを実施し、介護者の身体的、精神的、経済的な負担の軽減に取り組みました。	●現状と課題 ● ・介護を行っている家族を支援するため、介護者リフレッシュ事業、おむつ購入費支給事業などを実施し、介護者の身体的、精神的、経済的な負担の軽減に取り組みました。
82～96	第2節 介護支援の充実 3 地域密着型サービスの現状と方向性 (2)各サービスの現状と今後の方向性 ●現状と課題 ●	①訪問介護 利用者数はほぼ横ばい状態です。 ③訪問看護・介護予防訪問看護 利用者数はほぼ横ばい状態です。 ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用者数は、増加傾向です。 ⑤通所介護 利用者数はほぼ横ばい状態です。 ⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 利用者数はほぼ横ばい状態です。 ⑦短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 利用者数はほぼ横ばい状態です。 ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 利用者数は増加傾向です。 ⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 令和2(2020)年度からの新型コロナの影響により、在宅介護を選択された方が増加し、令和3(2021)年度は居宅介護福祉用具購入事業の計画数値を上回りました。しかし、令和4(2022)年度から5(2023)年度は計画内に収まる予定です。 ⑬住宅改修・介護予防住宅改修 第7期計画において、要介護者の利用は減少傾向でしたが、要支援者の利用は増加傾向にあります。新型コロナの影響で令和2(2020)年度から在宅介護を選択される方が増加し、住宅改修も増加したと考えられます。 ⑭居宅介護支援・介護予防支援 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間で居宅介護(介護予防)サービス事業は計画よりも大きく減少となっています。理由としては、新型コロナの影響により、在宅志向が強まったことが考えられます。今後はコロナ禍で減少した利用者の回復も想定されることから、引き続き、サービスの確保とケアマネジャーの資質の向上を図る必要があります。 ⑮高額介護サービス事業 当該サービスを利用されない方に対し、制度の周知を図るため、平成29(2017)年度から勸奨通知を毎月発送しています。給付実績は伸びていますが、コロナ禍に伴う介護サービス(通所系等)の利用控えにより、計画と実績の乖離が生じており、引き続き未申請者への周知を図っていく必要があります。	①訪問介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。 ③訪問看護・介護予防訪問看護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。 ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。 ⑤通所介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。 ⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。 ⑦短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。 ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。 ⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が増加しましたが現在はほぼ横ばい状態です。 ⑬住宅改修・介護予防住宅改修 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。 ⑭居宅介護支援・介護予防支援 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。 引き続き、サービスの確保とケアマネジャーの資質の向上を図る必要があります。 ⑮高額介護サービス事業 給付実績は伸びていますが、新型コロナの影響に伴う介護サービスの利用控えにより、計画と実績の乖離が生じております。当該サービスを利用されない方に対し、勸奨通知を毎月発送していますが、引き続き未申請者への周知を図っていく必要があります。

第5章 施策の展開			
98～104	<p>第2節 介護支援の充実 3 地域密着型サービスの現状と方向性 (2)各サービスの現状と今後の方向性 ● 現状と課題 ●</p>	<p>②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者はほぼ横ばい状態にあります。</p> <p>③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 利用者は増加傾向にあります。</p> <p>④地域密着型通所介護 利用者は増加傾向にあります。</p> <p>⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症高齢者の増加に伴い、利用を希望する方が多いサービスではありますが、第7期介護保険事業計画期間中に必要数の整備を行ったことや高齢者数が令和3(2021)年度にピークを迎え減少に転じていることから、一定の充足は図られていると考えます。</p> <p>⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 施設数に変動はなく、利用者数もほぼ横ばいになっています。</p> <p>⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護者等の在宅生活を支援するため、利用者は増加傾向にありますが、まだ、サービスに対する認知度は低い状況です。</p>	<p>②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少し、その傾向が続いています。</p> <p>③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。</p> <p>④地域密着型通所介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。</p> <p>⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症高齢者の増加に伴い、利用を希望する方が多いサービスではありますが、第7期介護保険事業計画期間中に必要数の整備を行ったことや高齢者数が令和3(2021)年度にピークを迎え減少に転じていることから、佐世保市域において一定の充足は図られていると考えます。</p> <p>⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。</p> <p>⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃から利用者が増加しています。要介護者にとって必要なサービスであることから、サービスの提供体制の維持と質の向上を図る必要があります。</p>
107	<p>第2節 介護支援の充実 3 施設サービスの現状と方向性 (2)各サービスの現状と今後の方向性 ● 現状と課題 ●</p>	<p>①介護老人福祉施設 利用者数はほぼ横ばい状態にあります。</p> <p>②介護老人保健施設 利用者数はほぼ横ばい状態にあります。</p> <p>③介護医療院 平成30(2018)年度に創設された新たな施設サービスです。介護療養型医療施設等からの転換により、令和2(2020)年10月末現在で4事業所が開設しています。 令和6年度～令和8年度 定員数 191</p>	<p>①介護老人福祉施設 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。</p> <p>②介護老人保健施設 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した頃に利用者が減少しましたが現在は増加傾向です。</p> <p>③介護医療院 平成30(2018)年度に創設された新たな施設サービスです。介護療養型医療施設等からの転換により、令和5(2023)年12月末現在で4事業所が開設しています。 令和6年度～令和8年度 定員数 181</p>
110	各事業ごとの「■実績と計画」の表の下の※以降の文章	※令和4(2022)年度の実績は見込み、令和5(2023)年度の実績は予算	※令和5年(2023年)年度の実績は見込み
112	第2節 介護支援の充実 (3)住宅改修支援事業	令和5年度 実績値 102件	令和5年度 実績値 118件
114	第2節 介護支援の充実 (5)高齢者生活福祉センター運営事業 (生活支援ハウス)	<p>● 今後の方針 ● 要支援までの方が入る施設で対象者が限られることから、利用者は減少傾向にありますが、見守りが必要な高齢者にとって必要な施設であり、継続して適正運営に努めます。 令和5年度 利用者数 実績 70人 ※令和5(2023)年度の実績は予算</p>	<p>● 今後の方針 ● 要支援までの方が入る施設で対象者が限られますが、見守りが必要な高齢者にとって必要な施設であり、継続して適正運営に努めます。 令和5年度 利用者数 実績 48人 ※令和5(2023)年度の実績は12月1日時点の実績</p>

第5章 施策の展開

<p>119</p> <p>II 福祉サービス 2 家族介護支援事業 (1)介護者リフレッシュ事業</p>	<p>● 現状と課題 ● 介護者が介護者同士の交流を通して長期介護による心身の疲労を癒し、気分を新たに介護に取り組めるよう、心身のリフレッシュを図ることを目的としています。対象者は要介護1以上の方を在宅で介護している市内居住者で、1泊旅行と日帰り旅行を開催しています。</p> <p>● 今後の方針 ● リフレッシュの仕方が多様化していることから参加者数は計画値を大きく下回っていますが、介護する家族の負担軽減に効果があることから、内容等を見直しつつ事業を継続します。 全体的に利用者の減少傾向が続く中、介護者がリフレッシュできる魅力的なプランを計画し、被介護者のデイサービス等への送迎の時間にプランを調整するなど、事業内容の検討を行います。これにより、利用者の満足度を向上させ、事業の存続に繋げることを目指します。</p>	<p>● 現状と課題 ● 介護者が介護者同士の交流を通して長期介護による心身の疲労を癒し、気分を新たに介護に取り組めるよう、心身のリフレッシュを図ることを目的としています。対象者は要介護1以上の方を在宅で介護している市内居住者で、1泊旅行と日帰り旅行を開催しています。 また、臨床心理士による心の相談会を開催し、介護に関する日頃の苦労や悩み相談を受けています。</p> <p>● 今後の方針 ● リフレッシュの仕方が多様化していることから参加者数は計画値を大きく下回っていますが、介護する家族の負担軽減に効果があることから、内容等を見直しつつ事業を継続します。 全体的に利用者の減少傾向が続く中、介護者がリフレッシュできる魅力的なプランを計画し、被介護者のデイサービス等への送迎の時間にプランを調整するなど、事業内容の検討を行います。これにより、利用者の満足度を向上させ、事業の存続に繋げることを目指します。 また、介護のこころの総段階においても、引き続き実施し、介護する家族の負担軽減を図ります。</p>
<p>127</p> <p>第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり 2 高齢者虐待防止事業</p>	<p>● 現状と課題 ● 関係者向けの研修会や講演会の実施、市民への啓発活動を行い、高齢者虐待の早期発見・早期対応・防止に取り組んでいます。高齢者が虐待を受けているとの相談があった場合、実態調査を行い、状況によっては立ち入り調査を実施し、生命に関わるもので保護が必要と判断された場合には、施設等への入所措置を行います。また、相談を受理した虐待事例については、月1回のモニタリングを実施し、支援方法などを検証することで、適切な対応に努めています。 高齢者の生活背景から考えられる虐待の発生要因を分析し、虐待防止対策に反映させる必要があります。特に認知症高齢者は虐待のリスクが高いため、認知症に関する普及啓発と連携しながら対策を進める必要があります。虐待相談・通報があった場合、市や地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と緊密な連携を取りながら個別ケース会議を行うなど、適切に対応する必要があります。</p>	<p>● 現状と課題 ● 関係者向けの研修会や講演会の実施、市民への啓発活動を行い、高齢者虐待の早期発見・早期対応・防止に取り組んでいます。高齢者が虐待を受けているとの相談があった場合、事実確認を行い、状況によっては立ち入り調査を実施し、生命に関わるもので保護が必要と判断された場合には、施設等への入所措置を行います。また、相談を受理した虐待事例については、月1回のモニタリングを実施し、支援方法などを検証することで、適切な対応に努めています。 高齢者の生活背景から考えられる虐待の発生要因を分析し、虐待防止対策に反映させる必要があります。特に認知症高齢者は虐待のリスクが高いため、認知症に関する普及啓発と連携しながら対策を進める必要があります。虐待相談・通報があった場合、長寿社会課や地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と緊密な連携を取りながら個別ケース会議を行うなど、適切に対応する必要があります。</p>
<p>129</p> <p>第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり 3 権利・財産保護事業 (1)成年後見制度促進事業</p>	<p>■実績と計画 成年後見支援員養成者数(累計) 令和3年度(2021年度)実績 25人 令和6年度(2024年度)計画 35人 令和7年度(2025年度)計画 35人 令和8年度(2026年度)計画 35人 ※令和4(2022)年度、令和5年(2023年)年度の実績はなし ※佐世保市社会福祉協議会が養成した市民後見人候補者を含む</p>	<p>■実績と計画 成年後見支援員養成者数(累積) 令和3年度(2021年度)実績 40人 令和4年度(2022年度)実績 40人 令和5年度(2023年度)実績 40人 令和6年度(2024年度)計画 65人 令和7年度(2025年度)計画 65人 令和8年度(2026年度)計画 65人 ※佐世保市社会福祉協議会が実施した市民後見人養成講座修了者を含む</p>
<p>129</p> <p>第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり 3 権利・財産保護事業 (2)成年後見制度申立事業</p>	<p>令和3年度(2021年度)実績 21件 令和4年度(2022年度)実績 22件 令和5年度(2023年度)実績 28件</p>	<p>令和3年度(2021年度)実績 12件 令和4年度(2022年度)実績 25件 令和5年度(2023年度)実績 29件</p>

第5章 施策の展開			
129	第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり 3 権利・財産保護事業 (3) 養護老人ホーム	令和5年度(2023年度)実績 231人 ※令和4(2022)年度の実績は見込み、令和5(2023)年度の実績は予算	令和5年度(2023年度)実績 228人 ※令和5(2023)年度の実績は見込み
131	第4節 地域における生活支援サービスの充実 1地域支え合い事業	●現状の分析● 緊急通報システムについては、地域とのつながりの希薄化や携帯電話の普及により、利用者数が年々減少しています。	●現状の分析● 緊急通報システムについては、令和3年度に85歳以上の独居もしくは高齢者のみの世帯の方まで対象者を拡大したことで、利用者が年々増加しています。
132	第4節 地域における生活支援サービスの充実 1地域支え合い事業 (1)生活支援サービスの体制整備事業	●現状と課題● そのためには ●今後の方針● 生活支援・介護予防サービスの提供 ■実績と計画 ※令和4(2022)年度の実績は見込み、令和5(2023)年度の実績は予算	●現状と課題● その 充実に向け ●今後の方針● 生活支援・介護予防サービスの 充実 ■実績と計画 ※令和5(2023)年度の実績は 見込み
134	第4節 地域における生活支援サービスの充実 1地域支え合い事業 (3)緊急通報システム事業	●現状と課題●	申請には、近隣の緊急通報協力者が必要になりますが、なり手がおらず申請に至らないケースがあります。
136	第5節 介護保険制度の適正な運営 ●現状の分析●	介護給付適正化事業については、長崎県が策定する介護保険支援事業計画に基づき、国が掲げる主要3事業である、要介護認定の適正化やケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検____に取り組んでいます。	介護給付適正化事業については、長崎県が策定する 介護給付適正化計画 に基づき、国が掲げる主要 5 事業である、要介護認定の適正化やケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検 など に取り組んでいます。
136	第5節 介護保険制度の適正な運営 ●今後の方針●	・介護給付適正化事業については、引き続き長崎県が策定する介護保険支援事業計画に基づく事業を実施するとともに、長崎県国民健康保険団体連合会とも積極的な連携を図り、給付内容等の把握と分析に努め、重点項目を定め実施するなど事業の効率化を図ります。	・介護給付適正化事業については、引き続き長崎県が策定する 介護給付適正化計画 に基づく事業を実施するとともに、長崎県国民健康保険団体連合会とも積極的な連携を図り、給付内容等の把握と分析に努め、重点項目を定め実施するなど事業の効率化を図ります。
137	第5節 介護保険制度の適正な運営	(2)介護給付適正化事業	(2)介護給付適正化事業(介護給付適正化計画) 介護給付の適正化とは、介護サービスの利用者を適切に認定し、利用者が必要とするサービスを適切に提供することで、適正なサービスの確保と費用の効率化を図り、持続可能な介護保険制度へつなげるものです。 この度、厚生労働省より示された「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」(令和5年9月12日老介発0912第1号)に基づき、本市が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を介護給付適正化計画として定め、介護給付の適正化を推進します。 表の差し替え
139	第5節 介護保険制度の適正な運営 (4)広報事業	● 今後の方針 ● 介護保険制度に対する認知度は高まっており、制度自体への理解は十分に得られているとはいえないため、各種媒体を活用し、わかりやすい広報活動に努めます。 高齢者をはじめとする市民に対して、介護保険制度への理解や適正な利用を促進するため、引き続き広報事業を行っていきます。	介護保険制度の創設から20年が経過し、制度自体の浸透は図られているものの、介護サービスの利用の仕方や介護保険の仕組みについて、よりわかりやすく周知していくため、各種媒体を活用し、広報活動を行っていきます。
151	第6節 生きがいづくりと社会参加の促進 3 住みやすいまちづくりの推進 (3)多様な住まいの確保	■有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置状況(令和5年10月時点) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅 施設数・定員数	有料老人ホーム 23 事業所 418 名 サービス付き高齢者向け住宅 28 事業所 588 戸